令和9年4月1日運用開始

太陽光発電施設を廃止する場合 森林回復を行う必要があります

※森林であった土地で、廃止後の土地利用がない場合に限ります。

太陽光条例廃止後の森林回復対策パッケージについて

これまで

森林に設置する太陽光発電施設に対して、一定規模以上の森林を伐採する場合には、太陽光条例※において許可制を導入し、また、施設廃止時には、修景や整地など必要な措置を実施することを求めてきました。一方で、今後、防災機能や環境保持の観点から、施設廃止後の跡地の森林回復が重要な課題として顕在化することが想定されています。

※太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）

令和９年４月から

森林の防災機能の回復や景観・自然環境の保全の観点から、新たに太陽光発電施設廃止後の森林回復に向けた対策パッケージとして、3つの対策を行います。

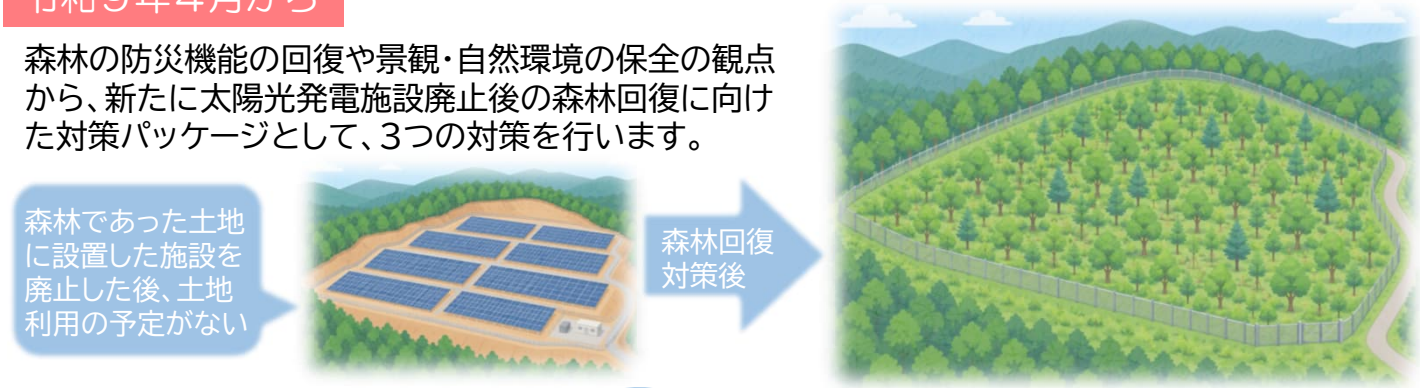

太陽光条例の施設基準の改正

新規施設に適用

令和9年4月以降に届出を行うものに対して、廃止後の跡地利用がない場合にガイドラインに沿った森林回復を求め、事業計画の届出時や廃止の届出時に内容を確認します。

太陽光条例の手続き例

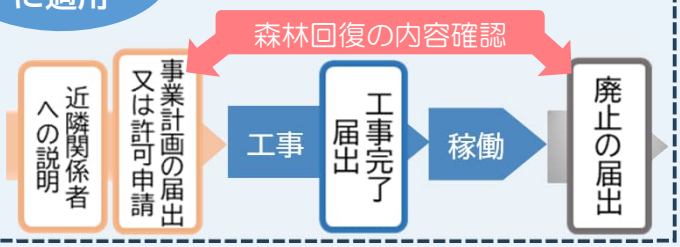

太陽光条例に関する詳細はこちら

ガイドラインの策定

新規・既存施設に適用

森林回復対策ガイドラインにより森林回復の考え方や手法を示します。

跡地利用がない場合に樹木の植栽等により早期の森林回復を図ります。

主なガイドライン項目

・対　　象	廃止後の土地利用がないもの 施設周辺に森林があるもの
・緑 化 工	裸地において種子吹付工等を実施
・植栽本数	2,000本/ha を標準
・樹　　種	先駆性樹種・地域性種苗を優先
・獣害防除	防護柵1.8m 以上　等

ガイドラインに関する詳細はこちら

相談窓口の設置

新規・既存施設に適用

農林振興事務所において相談窓口を設置し、樹木の生育等に関する技術的な相談に対応します。（相談先は裏面参照）



ガイドラインによる植樹工（左）・獣害防止対策（右）例

兵　庫　県

よくある質問

Q1 令和9年4月1日より前に設置した太陽光発電施設については、今回改正の森林回復の義務がありますか？

A1 既存の太陽光発電施設については、改正後の施設基準による森林回復の義務はありませんが、跡地利用がない場合は、ガイドラインを参照して森林回復に努めてください。

Q2 太陽光発電施設の廃止後に土地利用をしなければ、自然と森林は回復するのでは？

A2 発電施設を設置する際に、造成等により森林土壌が失われている場合などがあり、森林回復に長期間を要することが考えらえるため、ガイドラインに示す方法により早期の森林回復を図る必要があります。

Q3 森林回復には時間がかかると思われますが、どのように管理していく必要がありますか？

A3 太陽光条例において施設廃止後の措置は設置者の責務とされています。ガイドラインでは、主林木の生育状況の参考となるモニタリング結果を示しておりますので、これらを参考に設置者が管理を行ってください。もし判断に迷われる場合は、下記の相談窓口までお問い合わせください。

森林回復を図る際の技術的な相談の窓口

樹木の生育等に関する技術的なご相談は、太陽光発電施設のある市町を管轄する農林振興事務所までご連絡ください。

管轄市町名	県民局名	事務所名	課名(班)	連絡先
神戸市	神戸	神戸農林振興事務所	森林課	078-742-8317
尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町	阪神北	阪神農林振興事務所	里山・森林課	079-562-8914
明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	東播磨	加古川農林水産振興事務所	森林課	079-421-9616
西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町	北播磨	加東農林振興事務所	森林課	0795-42-9423
姫路市(旧宍粟郡安富町を含む)・神河町・市川町・福崎町	中播磨	姫路農林水産振興事務所	森林課	079-281-9287
相生市・赤穂市・上郡町・佐用町・たつの市・宍粟市・太子町	西播磨	光都農林振興事務所	森林第1課	0791-58-2197
豊岡市・香美町・新温泉町	但馬	豊岡農林水産振興事務所	森林課	0796-26-3698
養父市・朝来市		朝来農林振興事務所	森林第2課	079-672-6881
丹波篠山市・丹波市	丹波	丹波農林振興事務所	森林課	0795-73-3795
洲本市・淡路市・南あわじ市	淡路	洲本農林水産振興事務所	森林課	0799-26-2102

＜問い合わせ先＞

兵庫県 Hyogo Prefecture

兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

（太陽光条例） （ガイドライン）	まちづくり部　建築指導課	TEL:078-362-3646（内線79568）
	農林水産部　林務課	TEL:078-362-3459（内線74459）
	農林水産部　治山課	TEL:078-362-3473（内線74538）
※うちシカの生態関係	環境部　自然鳥獣共生課	TEL:078-362-3463（内線74694）